

第1回 阿智村宿泊税に関する調査検討委員会

日時：令和5年11月16日(木) 13時00分～14時50分

場所：阿智村役場3階委員会室

1 開会

事務局

第1回阿智村宿泊税に関する調査検討委員会を開催する。
委員長が決まるまで司会をさせていただく。

2 あいさつ

副村長

本来であれば村長が出席し、お礼とお願いを申し上げるべき所ではあるが出張のため変わってご挨拶申し上げます。

委員の方々には大変お忙しい中、快くお引き受けいただき本当にありがとうございます。村においては観光業の振興が村の成長の支えの大事な柱であると考えている。現在でも村の観光消費額は南信州のおよそ半分を占めていると言われている。単に村だけの取り組みではなく、南信州全体の取り組みをできればと思う所である。

村として宿泊税導入の検討について、これまでの経過や考え方については後ほど担当から説明させていただく。この委員会において本村にとり、宿泊税の必要性やどのように使えば効果的で村の活性化につながるのか、皆様にご検討いただき、皆様のご見識を村政の中にかかしていきたいと考えているため、よろしく願いしたい。

3 委員の紹介

自己紹介

4 阿智村宿泊税に関する調査検討委員会の概要説明

事務局

～資料1に基づき説明～

5 委員長及び副委員長の選任

事務局

ご推薦等あればお願いしたいと思う。

委員

今回の宿泊税については、地域の財源や少子化に向けての対策を含めて今後枯渇する財源の問題、多岐にわたる問題の一つとして考えられるため、県立大学の田村先生に委員長、副委員長については福岡市の宿泊税導入の検討委員をなさっていた山下さんをお願いするのがいいかと思う。

事務局

委員長に県立大学の田村さん、副委員長に JTB 総合研究所の山下さんというご意見が出た。

要綱の第4項に委員の互選により選出ということだが、異議はあるか。

委員

異議なし

事務局

異議なしとのことなので、委員長に田村さん、副委員長に山下さんをお願いしたい。

委員長

県内外の様々なところで委員や会長をさせていただいている。その経験が阿智村で役に立てばと思っているため、よろしく願いしたい。

6 会議の公開について

事務局

要綱の第5条に基づき委員長にお願いしたい。

委員長

進行させていただく。ご発言等あれば挙手をしていただければと思う。
事務局より説明をお願いしたい。

事務局

～資料1に基づき説明～

委員長

会議の公開については事務局から説明があった通りでよいか。

委員

異議なし

委員

昼神温泉旅館経営者会を代表して来ているが、経営者の中ではこの件に関して決して賛成ばかりではない。この会議で答申されて決まると経営者会が一番携わってくると思う。私1人で委員会の質疑応答等を行うことが総意を皆さんにお伝えするとは限らない。できれば昼神温泉旅館経営者会からもう一名委員を出させていただき、幅広い意見を皆さんに聞いていただけるような場を作っていただきたいと提言したい。

委員長

田中委員から提言があった。

設置要綱を見ていただくと第3条に委員会は8人以内となっている。現在は7人のため、もう1人加えることは可能であり、多様な声を聞くということが様々な政策を決めていく上で重要かと思っている。田中委員のご提案のとおりもう1人委員を増やし、旅館の関係者からということかどうか。

委員

異議なし

委員長

委員をもう1人増やし、8人にすることで決定する。

事務局

事務手続き上、議会に諮り、後日正式に通知を出す。議会には意向を伝える。そこをもって決定とさせていただきます。

7 議題審議

委員長

①～⑧までであるが、①と②は関連するところがあるため一括して事務局から説明をお願いしたい。

7.1 検討の背景

7.2 検討すべき論点

事務局

～資料2に基づき説明～

委員長

事務局から背景、検討すべき論点が挙げられた。

法定外税というのは地方分権の中で自治体が独自に財源を見つけることができる。ただ、それについては一定の手続きを踏んだうえでやりましょうと。基本的な考え方はシートの11番目にある3点だということである。

只今の説明について、質問や意見があればお願いしたい。

委員

国税との二重課税の問題があるところもあるように聞いている。北海道のどこかでは宿泊料金の2%という決め方をしており、消費税の問題と被ってしまう。対価に対

して何%というのは消費税もそう。宿泊税というのは対価に対してのパーセンテージではなく、入る人(数)でもって判断するという、論点の中に二重課税の問題についてあまりふれていないようだが、その辺りはいかがか。

委員長

私が答えになるのかどうかだが、基本的に税のことに関して財務省、国税庁おそらく総務省でも議論になっているところ。おそらく二重課税の議論もあるが、その中で一定程度自治体の裁量権を分権改革の中で認めていく中で国税に極力影響を与えない程度にやることは許容されるという考え方におおそくなっている。パーセンテージになると消費税とどこが違うのかという議論も出てくると思うが、額で定めるというのはおそらく過去に認められているものからして許容されていると考える。

委員

計算の方法としてパーセンテージで出すような宿泊税だと少し問題があるのかなと。

委員

それでは第二消費税ではないかとの議論もある。

税の議論は歴史的に国と地方の間で財源はどちらが取るのかというのがある。覚えての方もいらっしゃるかもしれないが、昭和20年代から30年代にかけて色々なものに税金が地方でかけられていた。ミシン税や犬税というのもあったが、他の税や使用料と重なるのではないかという議論の中で無くなった。そういう中で分権改革になり、自治体も自己決定、自己責任という中で一定程度財源は自分たちで見つけるという努力は認めるということで、法定外目的税を国税等との競合性が少ない中でどういったものがあるのか、そういう工夫がされてきているという理解かと思う。

たまたま学生が卒論で犬税を取り上げ、最後まで犬税を課したのは長野県内の村だったということだった。

委員

今パーセンテージの話があったが基本的に海外はパーセンテージで宿泊税を取っている。倶知安町の場合は外国人がほとんどということでパーセンテージに違和感をもっていなかった。

⑤のところで税率や免税点が論点になると思うが、基本的な大きなトレンドは2万円未満200円、2万円以上500円というのがスタンダードになりつつある。旅行者も違和感を感じておられない。倶知安町以外はパーセンテージで取っていない。

委員長

その辺りの具体的なところは⑤以降で資料が出てくるのでご意見いただければと思っている。

委員

ホテルや旅館以外にも簡易施設や民宿まで2%取っていると聞いているため、ホテルや旅館以外にも簡易施設や民宿まで及んでいいのか議論するべきところだと思う。

委員長

今回の資料では⑤で課税要件があるが、次回しっかり議論させていただければと思う。

背景、論点についてはよろしいか。

続いて3つの論点の最初の財政需要について事務局から説明をお願いしたい。

7.3 財政需要について

事務局

～資料2に基づき説明～

委員長

説明のとおり阿智村の財政、他の自治体もそうだと思うが厳しい中で今後観光振興をやっていくとなれば、かなりの財政需要があるという話だったが、これについてご意見等あればお願いしたい。

こういう状況になっていますという現状の説明が大部分だったと思うが、これにつ

いては基本的にはこういうものだという事によろしかったか。

続いて④に移りたいと思う。税以外の適切な手段の検討ということで事務局から説明をお願いしたい。

7.4 税以外の適切な手段の検討

事務局

～資料2に基づき説明～

委員長

只今説明があったとおり。住民票の写しであれば手数料、公民館の会議室を借りると使用料を取られる等あるが、限定的なものである。工事の負担金などは特定の受益者に対してということで限界がある。ふるさと納税については自治体によって様々で非常に多く集めているところもあれば全くと言っていいほど集めていないところもある。それぞれの自治体の産品や産業によるが不安定性はあるということかと思う。

税以外の適切な手段の検討の項目について質問意見等あればよろしくお願ひしたい。

委員

地方税の中の法定外目的税、特別徴収しており、それぞれの旅館や宿泊施設の方々が特別徴収していく不平等などを考えると法定外目的税の宿泊税というのは個人的には好みではない。現実、日本では9か所しかやっていない。入湯税はお風呂に入る行為にかけ、安い方がいいが、宿泊税は場合によっては500円になるところもある。税理士の立場からして、徴収するという手段や手続きなどにいくらか助言をする立場からすると税以外の適切な手段で検討することがないのかと感じた。一つ一つ見てもよくわからない。わからないが、税というのは時期尚早ではないか。まだ9か所しかやっていない。外国とおっしゃったが日本で宿泊税が増えていくのかと思うと、どうもみえない。今回キャンプ場の方もお見えになっているが9カ所の中に2万円以下も100円位かけるところがある。キャンプ場は7,000円位しか宿泊料金を取っていないがかけると、その辺りは手段を考えるとと思うが、そもそもの宿泊税というのが個人的にはあまり好みではない。税以外の適切な手段の検討という欄で申し上げていいのかわからなかったが、税という手段において適切な手段と言っていいのか疑問に感じた。

委員

山下さんに伺いたいですが、税以外でやっている場所をあまり知らないがどのくらいあるのか。宿泊税を導入しているところが少ないが昨年からは宿泊税導入に関してかなりの自治体が検討するという形で進み、あれから10か所くらい進捗していると思うがその辺りの事情も含めて教えていただきたい。

委員

現時点ではかなりの自治体が一斉に検討している。長野県が検討を始めているため、長野県として導入を来年度に向けて準備している。制度設計を検討されているとも聞いている。都道府県庁が非常に関心がある。もし阿智村がやらなかったら県庁の方が導入することがあるということも頭に入れておく必要があると思う。

税以外の方法というと事業収入しかないと思うので、先ほど出てきたように結局地方自治体として歳入はものすごく限界があり、どれだけ物が売れても消費税は国に取っていかれるわけで、そうしたら固定資産税を増やすしかないと思う。ふるさと納税も北海道みたいに返礼品を供給できる能力もないと思う。ふるさと納税は返礼品の供給力とパラレルのため正直伸びないと思う。あと何かあるかという投資して事業を起こすしかない。それも非常にリスクが高いため、基本的には観光客がここに来て水を使ったりごみを捨てたり様々なことをやり阿智村の社会インフラを使っているの、その社会インフラの一部を住民の人たちの税収によって賄うというのはいいかというのが元々の発想の中にあり、受益者負担をしてもらうべきではないかというのが宿泊税の大前提。ビジターが負担するというのは世界的には当たり前で日本くらいがそれを考えてこなかったという長い歴史がある。地方自治体が持っている法定外目

の税を作れるという権利をいかすべきだと思うので、福岡などで絡んでいてもなかなか宿泊税以外で一定の規模観で財源を得る方法は無いのかなと。おそらく数年で一気に入ろんな自治体が導入されるので、まだ時期尚早ではないかという意見は他の自治体もあるが最終的に総務省が認可しないと導入できないので、今議論してもすぐに導入できるわけではない。福岡はかなりスピードが速く1年間位で全てできるようになったが、おそらく最短でも1年、下手したら2年位かかることなので宿泊税は非常に有効な手段ではないかと。

宿泊施設さんが代理で徴収することになるため宿泊税の導入の時には、福岡であれば特別徴収義務者としてのフォローのための補助金を設定している。システムの改修や人件費などかかるため、それも金額の設定をしておき、基本的には宿泊施設さんのフォローをする。宿泊税として得た財源で宿泊施設さんのDX化や雇用に対するフォロー（人材確保の募集にかかる経費を宿泊税で補填など）、宿泊施設さんに苦勞かける部分のフォローをしっかりとすれば十分理解を得られるというのは全国的な傾向なので、総合的に考えてもこれに変わるいい手段はなかなか見つからない。

委員長

この辺りは色々と議論があると思う。また、かなり次の所にも響く。どのように課税をするか、課税要件等について、今回は全体的な話をして、それから議論を進めていこうということなので簡単な資料になっているが併せて具体的なところで議論が入っているため、よろしければ⑤の課税要件等の検討について説明いただきたい。

事務局

～資料2に基づき説明～

委員長

今回は宿泊税導入しているところのアウトラインがわかるようにということで、本来なら課税標準や納税義務者、特別徴収義務者、免税点などの項目があるが、それらについては次回くらいにしっかり資料を見ていただくということで、今導入しているところがどういう形でやっているということのアウトラインをご理解いただくために、こちらまでにしているということ。

この税率のところについてご意見、お気づきの点、質問等あればよろしくお願ひしたい。

委員

直接関係あるかわからないが、宿泊税自体を支払わなかった場合の罰則は無いと聞いている。お客様が支払わなくても罰則は無いと聞いているが、実際に宿泊税を納入するときにはホテルや旅館の事業者が行う。宿泊者から宿泊税の納入を拒否された場合には自治体には立て替えで支払いをするというようなことがあったと聞いているが、その辺りについて村はどの辺りまで調べているのか。

事務局

払わなかった人に対する対応という所まで調べきれていない。次までに調べたいと思う。

委員

特別徴収義務は旅館にあるため、旅館は払う。

委員

福岡の事例では拒否されたという報告は無く、今年の夏に宿泊施設さん向けのアンケート調査を行った。もめているかという実態も把握しようということで、京都では導入時期に外国人がなかなか理解しなかったというケースもあったため心配はしていた。一応、説明すれば理解してくれるということを含めるとほぼほぼ全てということで、払わずに強引に泊まるというパターンの報告は無い。皆さんが払わなくても鍵を渡すのかどうかはわからないが、全国的にそのケースは調べないとわからないがほぼ聞いたことがない。そのケースではホテルさんとすれば払わざるを得なくなるんだろうと思うが、あまり聞いたことは無い。

委員

全部泊まったが宿泊税というアナウンスは何もなかった。支払う時に宿泊税とわかるくらいで、そういったのが基本的だと思う。

委員

一応、オンライントラベルのじゃらんなどの事前決済をした方は宿泊料金しか払っていないため、チェックインの時に200円だけいただけますかということはある。現地払いの場合は白澤さん言ったようにあえて言わない。明細に入っているためいちいち説明しない。丸ごと何も言わずに決済ということになるため、一個一個見て何か言う人はほぼおられないと思う。

委員長

京都に泊まった際には書いてはあった。フロントのどこかに。確かにアナウンスは無かった。それは一般的になっている。

委員

導入時期は福岡も地下鉄に大きく案内を出したり、宿泊施設さんからはなるべく広報してくださいと。チェックインの所で揉めるということで行政としてはなるべく広く広報するということが努力する必要があると思う。

揉めるケースがあれば、その都度改善策を考えるしかないのかなと思う。

委員長

いずれにしても、もう少しやっている自治体の具体的な運用や課題などを電話やメールで情報を集めさせていただきたいと思う。そういったものが議論の参考になるかと踏んでいるためお願いしたい。

このところは議論をしっかりとしないといけないところなので次回に一通り一覧にして、また資料として提供して議論させていただくということでもよろしくをお願いしたい。

委員

ほとんどのキャンプ場さんが一人当たり1,000円や1,000何百円の世界だと思うが、福岡の場合は全員から200円取っているのか。

委員

そう。キャンプもテントも含めて全部、1泊する場合は。休憩の場合は取らないが。それも細かくホテルにどの位滞在したら宿泊とみなすなどとあり、キャンプ場からも取るようにした。民泊からも取るようにした。違法民泊のパトロールなども人件費がかかるため、そういったこともお金を使わないといけないということで民泊からもキャンプ場からも取る。その代わりに、当然キャンプ場の皆さんにもメリットがある事業が行われなければならないと思う。キャンプ場があるような中心部以外の郊外のプロジェクトも作った。キャンプ場の皆さんにもメリットがあるようなプロジェクトも作り、財源は旅館さんだけではなく徴収にご協力いただいている皆さんのメリットがあるような施策を打つということ。

委員長

その辺りはおそらくこれから。導入に当たってはこれからどういうのに使うか。おそらく色々な村民の皆さん、事業者の皆さんの声を参考にしながらやっていくことになるだろうし、やっていかなければ理解が進まないため、その辺りは福岡の例も参考にしてお伝えいただけるといいかなと思う。

先ほども少し議論が出ていたが、入湯税について説明をお願いしたい。

事務局

～資料2に基づき説明～

委員長

入湯税をどうするかというのは宿泊税の導入の議論として当然出てくる。最終的に変えるにしろ変えないにしろ、今こういった状況になっているということ。

何かこれについて、ご意見、ご質問あれば。

委員

阿智村は日帰りの場合にはいくらか。

事務局

日帰りも 150 円。

委員

年齢制限は。

事務局

12 歳未満は課税免除。

委員

年齢制限や日帰りの場合は 50 円などもあると思うが阿智はそういう風にしていないのか。

委員長

入湯税も全国的に見て多少違いがある。もし必要であれば次回、入湯税の各地の状況や変更している等も資料として出す。

入湯税が今こうなっているという所で特に意見等は無いかと思うので、⑦の宿泊税の用途についてお願いしたい。

事務局

～資料 2 に基づき説明～

委員長

これを見ると既存事業に充てないところもある。新規だけというところもあれば、新規・既存事業共にある程度考え方として自治体が考えるところに合致したものには全部充てるというところもあると。先ほどのキャンプ場についてというところも、それぞれの事業の分類にキャンプ場や宿泊施設、色々なものがある訳だがそれなりに必要な、観光振興のために議論するという訳なので観光振興にこういうのが必要だというものについてやられていると思う。

各自治体に聞けばもう少し具体的にこういうのがあるというのがあると思うので、それも次回見てこういうのに使われているなど納得が得られるかもしれないし、そうではないという声もあるかもしれないが、具体的に見ていかないと役所っぽくイメージがわからないため、場合によってはできたものの写真などを見ていただくなども必要なのかなど。そういう風にしていかないとなかなか村民の皆さんの理解も進まないのかなと思うので、より具体的に資料を集めていただくという方向で。場合によっては山下さんなどに資料を提供いただいて。

委員

福岡のはある。

福岡市が今年予想よりも多く、20 億くらい宿泊税が入ってきている。宿泊施設も多い。とは言え宿泊税だけで観光振興をやっておらず、全体で 30 億くらいある。既存事業を拡充することと新規事業と 2 つの軸で議論を設計する。福岡市の場合は観光振興条例を議会条例で作し、議会の方から観光振興は宿泊税をもって推進してくださいと議会から上がり、制度設計を執行側がやったという流れだった。その中に宿泊税は全て観光振興に充てなければならないというので宿泊税の使い道が決められている。そうなると基本的に阿智村として観光振興をどのように進めたいかというのが問題になってくるため、今までできなかったこと、やるべきことをしっかり充てていけばいい。将来構想にお金がかかるということなので、その部分をやっていくと。聞いたのは福岡では当初予算で 15 億くらい盛っていたが 5 億くらい上振れた。その上振れた分は基金に積んでいく。それをずっと積んでいくような仕組みも作っている。結局行政は単年度主義で動いている中で、年度当初に何人泊まってどのくらい税収があるのかというのはある程度計算で出る。その分が上振れることもあるため、その分を積んで、将来的に使うことや大型の国際会議を誘致するときに無い袖は振れない訳なので、そういう時に自信をもって国際会議を取りに行ったりできる。

もう一つ言うと、観光客が便利になることと住民が暮らしやすいまちになることを

連動させて考えなければいけないと思う。例えば福岡であれば、今まで博多駅で降りて上がっていくのに階段しかなかったところがある。お年寄りもとても大変で、外国人旅行者もスーツケースを持って階段を上っているところがあったが、宿泊税の財源を使って階段をエスカレーターにしたりして住民に喜ばれた。住民にとっても便利なことをやっているということもアピールしている。住民の方からすると宿泊施設さんにメリットがあることばかりやるように見えるとよろしくないと思うので、住民のためになるようなことも含めて環境保護なども踏まえて財源の使い道を議論するということではないか。福岡はそのようだった。

委員長

いずれにしても福岡を含めて、もう少し具体的にこういった形で使われているということ資料集めさせていただき、次回お示しするというところでよろしくお願ひしたい。そういうのを見ることがここに参加されていない方にとっても重要かと思うので、お時間いただいて調べさせていただくのでよろしくお願ひしたい。

それでは⑧のアンケート調査について事務局から説明をお願ひしたい。

事務局

～資料3に基づき説明～

委員長

宿泊施設用と宿泊者用の2本立てだが、今はほぼほぼQRコードをつけてやるというのが多いが、それは可能か。若い人はそれの方が、集計も楽。

委員

3年経ち、福岡市も宿泊施設さんのアンケート調査を取った。市が紙でやったので回答率が落ち、委員会からもこのご時世紙だけでやるのはいかがかと言われていた。

委員長

施設の方はどうかかわからないが、可能であれば観光客の皆さんには、両方であればなおいい。紙にQRが書いてあるのが多く、観光のDXも。

委員

経営者会でも冒頭に申し上げた通り宿泊税導入に賛成の方ばかりではない。個人の考え的には宿泊税は観光振興への先行投資だと考えているため、使い道さえしっかりしていただき、説明する我々もお客様に説明できるものにしてほしい。アンケートはその第一歩だと思うので、アンケートを各旅館の方からしっかり取っていただき、それをこの場でさらに検討いただいた上で最終的結論にもっていくときに参考にさせていただきたい。単にアンケート取っただけでガス抜きするのではなく、しっかりやっていただきたいと思うので、お願ひしたい。

委員長

非常にアンケートも重要なので、アリバイづくりでやるのはだめ。

委員

宿泊施設さんに取るのは大切だが情報量に違いがありすぎ、正しく伝わらないと答えにくいのではないかと思う。取るなら勉強会などできちんとした情報をインプットしないと宿泊税だけ導入してどうですかと聞いても色々なバイアスがかかるのではないかと思う。もう少し議論を熟して、ある程度の制度の方向性が見えてきて、きちんと今の財政状況や今後必要な財源がかかるが足りていないことなどを。全国でもこういったアンケート調査を取っているところがたくさんあり、だいたい傾向がある。取るプロセスは非常に大事なので、宿泊施設さんに関してはきちんとしたインプットをした上で取らないと情報が無さ過ぎてものすごい反対意見が出て、強引に押し切ってもしこりが残るため、かなり慎重にやられた方がいいと思う。取る時期など。

委員

今山下さんが言われた通りで賛成でも反対でもないが、阿智の人口の推移を見たり、人口が減少すれば産業が衰退するのは必然で、そうすれば固定資産の問題や村税の問題も含めて状況的には目に見えている。阿智村の基幹産業として今後発展させていくんだと、それには財源が必要だということがほとんどこの中に出ていない。宿泊税を

導入するのもしないのかという議論ではなく、財政の問題も含めて地域が発展するのか持続可能な地域になるのか、観光が発展できるのかという一番大義名分がアンケートにも全部にも欠けている。もし僕が宿泊者だったらお金出たくないという話になる。経営者だったら値上げは嫌だと単純に思ってしまうだけ。本質はそこではない。なんのためにこの税金を取らなくてはいけないのかということが経営者にも僕らにもゲストにもよりわかりやすく、この状況だから地域を発展させるために取り組んでいくという所が見えないとただ単にアンケート取ると取ってほしくないとなる。その辺りをはっきりしないといけない。この中では何のために宿泊税を導入するのかの本当の目的、財政の問題を含めて語られていない。

委員長

経営者会はどのくらいの頻度で。

委員

月に1回。

委員長

そういった時に今日の説明をもうすこしわかりやすく、資料の中に言葉でも説明の内容を含めて書いて説明をしてアンケートをお願いすることが可能であれば。その辺り事務局と経営者は大丈夫か。キャンプ場の方も含めてそういった形でできるか。

委員

集まる機会は経営者会しかないと思うので経営者会で一回時間を取っていただいてやっていくのがひとつとキャンプ場等は集まっていたいただいてうちの方で説明に行く。

委員長

その際にアンケートをお願いしますという感じはどうかと思う。説明なくしていきなりアンケートというのは乱暴なところがあるので、その上で皆さんの意見をお聞かせくださいという風な。

そういう形で進めさせていただくということで、実際にはいつ位までに集計するイメージか。

委員

理想でいくと第2回のこの会議の場で結果をお示しできれば。

委員長

そうすると12月中にやればいいのか、なんとか12月に話をしてアンケートをお願いして。

アンケートの細かい書き方や選択肢などで加えた方がいいなどあれば来週の金曜日までにメールかファックスでいただくということではいかがか。あとで気づくこともあるので、アンケートについてご意見あれば来週の金曜日まで、経営者会の中で説明しアンケートをさせていただくということではよろしいか。

委員

経営者会の代表の方にご報告をし、諮らせていただく。

委員長

そこは調整していただくということで。他に何かあるか。

委員

アンケートというより、県が税金を取る方向で進める。そうなった場合にどういう風になるかというのも加えておいた方がいいかなど。多分、福岡でやられたときに県税と市税の問題があると思うが、実際にそういうことが直近で長野県でも迫ってきているので、そうなった場合その税はどのような形になるのかという用途を含めて具体的に示された方がいいかなど。

委員長

今日部会をやっている。そこで何か示されたらそこについてどう思うかというのを一項目加えるということで検討させていただく。

委員

聞くところによるとなので確かなものか分からないが、白馬村で宿泊税を導入する際に旅館のほとんどが反対して村長に決意書を出してまで徴収しませんということがあったと聞いている。この会を進める中で説明不足等があるところという事例になりかねないので、事務局でその辺はしっかりやっていただいて話を進めていただかないと、ただ反対するただ賛成するではなく、総意でできたら進めていただきたいと思っているため、その辺をしっかりとやっていただきたい。

委員

田中さんが言われたように現行やっているところの用途なども曖昧な抽象的な表現しかないので、いかに事務局の方で宿泊税でもってどのようにやってくのかというはっきりとした計画、ある程度具体的にみえるものを示さないと理解を得るのは難しいと思う。そういったことをはっきりすることによって村は昼神温泉を核としてどういった発展していったらいいのかのある程度の指針にもなると思う。事務局の方も大変だと思うがアンケートを取るのもいいが、なかなかアンケートの答えというのは、これはという意見が出てこないような気がする。やることは大変大事でやらなくてはいけないことだと思うが、そういったことも参考にしながら、なんでこれを取り組むのかということをもう少し明確に村民の方や宿泊される方にも理解していただけるような案を作っていくと難しいかなという気がする。

委員長

既に導入している自治体で具体的にどのように使われているかという情報をつかむ必要があると思う。他方で、阿智村としてより具体的な項目を上げるのも一つの手かと思うが、あまりそれをやってしまうと議会の議決を得ないと予算は通らないため、具体的に書くなどやったらやったでハレーションが起きる気もしてわからない。

委員

実際に使っているものを理解するというためには、何にどのくらい使っているのと。自治体は良くも悪くも先に走っている自治体の勉強して自分の自治体にいいようにブラッシュアップするというのが多く政策でやられているので、それで且つ説明責任をしっかりと果たすためには情報を提供し説明をする、それで皆さん方の意見を出していただくという手続きが必要かと思うので、その辺りは慎重かつ情報を集めて。

委員

基本的にお金に色はついていないため、予算を組まれるときにこれは宿泊税、これは宿泊税ではないというのはない。全部宿泊税が入ってきた中で福岡の規模でいうと30億位あるとしたら宿泊税も真水のお金も国のお金も入っているということで、既存の事業の拡充と新規事業というのが入ってきて、宿泊税だけでこれをやってということではない。各自治体の観光事業の全体が出てくる形になるため、宿泊税だからどうというのが見えることでもないというのは意識として持っていておいた方がいいのかなと。宿泊税が無い時はこの事業で宿泊税が導入されてからこの事業になったというのをすり合わせするのはすごく膨大な作業なので、なかなか正直難しいと思うが一応それぞれの自治体が行っている事業の中でヒヤリングして宿泊税があるからこそできたものをいくつか抜粋して出すくらいはできるのではないかなと思うが、お金に色がついていないので宿泊税を100%充当しているというような判断にはならないということ。

委員長

付け加えると、県の財政課長をしたこともあるため目的税となっても色はついていないので、毎年毎年予算を発表するときに新規事業としてこういうのをやりますと言っているため、そういったところの情報で宿泊税が導入された年にどのような新規をやっているか、そこを教えてもらうとこういった形で宿泊税導入によってこの自治体はこういうところに取り組んだというのが見えてくる。完璧なものではないが、そういった形で情報を集めさせていただいて次回ということでご理解いただければと思う。

何か言い洩らした事などあれば、よろしくお願ひしたい。

事務局

本日は色々なご意見を数多くいただきありがとうございます。今後今日いただいたご意見を参考にアンケートを進めたいと思う。

次回、令和6年1月12日の10時30分からということになっているため、よろしくお願ひしたい。

以上で、第1回阿智村宿泊税に関する調査検討委員会を終了する。